

公印省略

30薬第1395号
平成30年7月27日

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課監視係)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成30年11月30日とする措置を指定する件等について

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知いただきますようお願いいたします。